

(別表第3) (第31条関係)

初任給調整手当月額表

ア 第29条第1項第1号の規定に該当する職員

	月額	
	円	
1 医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した日から起算して16年に達する日の属する月までの間	365,500	
2 1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	361,500	
3 2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	357,500	
4 3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	353,500	
5 4の期間が満了する月の翌月以後の1年間	349,500	
6 5の期間が満了する月の翌月以後の1年間	345,500	
7 6の期間が満了する月の翌月以後の1年間	328,700	
8 7の期間が満了する月の翌月以後の1年間	311,600	
9 8の期間が満了する月の翌月以後の1年間	295,000	
10 9の期間が満了する月の翌月以後の1年間	278,100	
11 10の期間が満了する月の翌月以後の1年間	261,300	
12 11の期間が満了する月の翌月以後の1年間	240,600	
13 12の期間が満了する月の翌月以後の1年間	220,300	
14 13の期間が満了する月の翌月以後の1年間	200,000	
15 14の期間が満了する月の翌月以後	179,300	

イ 第29条第1項第2号及び第3号の規定に該当する職員

支給期間	月額	
	2号職員	3号職員
	円	
1 採用の日から起算して1年に達する日の属する月までの間	10,000	2,500
2 1の期間が満了する月の翌月以後1年間	8,000	2,000
3 2の期間が満了する月の翌月以後1年間	6,000	1,500
4 3の期間が満了する月の翌月以後1年間	4,000	1,000
5 4の期間が満了する月の翌月以後採用の日から起算して5年に達する日までの間	2,000	500

(備考) 「2号職員」とは第29条第1項第2号の規定に該当する職員を、「3号職員」とは同項第3号の規定に該当する職員をいう。

(別表第4)(第43条関係)  
 特殊勤務手当表

種類	支給対象職員	額
福祉業務手当	福祉に関する業務に従事した職員のうち、理事長が定めるもの	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、理事長が定める額
感染症防疫等作業手当	感染症の防疫等の作業に従事した職員のうち、	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、理事長が定める額
医療等業務手当	医療等に関する業務(分べんに関するものを除く。)に従事した職員のうち、理事長が定めるもの	業務1日につき4,000円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、理事長が定める額
	医療等に関する業務(分べんに関するものに限る。)に従事した職員のうち、理事長が定めるもの	業務1回につき25,000円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、理事長が定める額
夜間看護等手当	病院又は介護老人保健施設に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師である職員及び理事長が定める職員で、正規の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護の業務(以下「夜勤業務」という。)に従事したものの。	1 その労働時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円 2 その労働時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ次に掲げる額 (1) 深夜における労働時間が4時間以上である場合 3,300円 (2) 深夜における労働時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 (3) 深夜における労働時間が2時間未満の場合 2,000円 3 1箇月の夜勤業務の回数が、理事長が定める回数を超える場合には、1又は2に掲げる額に、その超える回数1回につき2,000円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して理事長が定める額を加算する。
	病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち理事長が定めるもので、正規の労働時間以外の時間において勤務の時間帯その他に理事長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したものの	勤務1回につき 1,620円
県立病院間診療応援手当	職員(医療職給料表の適用を受ける者に限る。)のうち、在勤する県立病院(地方独立行政法人長野県立病院機構定款第15条に定める病院及び第16条第1項に定める介護老人保健施設をいう。以下同じ。)以外の県立病院に派遣されたもの	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 10,000円 2 1の職員以外の職員 2,000円

他団体業務従事手当	職員（医療職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、県立病院以外の病院等へ派遣され、診療その他の業務に従事するもの	業務1日につき10,000円を超えない範囲内において、派遣元から支払われる委託費その他の事情を考慮して、理事長が定める額
役職業務手当	看護師長又は副看護師長である職員（理事長が定める職員を除く。）	1 看護師長である職員 月額 10,000円 2 副看護師長である職員 月額 5,000円

(別表第5)(第44条関係)

特殊勤務手当併給禁止表

職 員	支給しない特殊勤務手当
第14条第1項の規定の適用を受ける職員 (こころの医療センター駒ヶ根の作業療法士に限る。)	感染症防疫等作業手当
県立病院間診療応援手当の支給を受ける職員	医療等業務手当(別に定めるものに限る。)
他団体業務従事手当の支給を受ける職員	